

公定歩合引下げに関する政策委員会議長談

(昭和46年1月19日)

最近の経済情勢をみると、生産調整の動きが広がり、設備投資も鈍化するなど、経済活動が全般に鎮静を示しているので、海外経済情勢をも考慮し、日本銀行は、この際公定歩合を別紙のとおり引き下げることが適当と認め、1月20日から実施することとした。本行としては、これにより、経済の調整が円滑に進められるよう期待するものである。

以上

(別紙)

日本銀行基準割引歩合および貸付利子歩合

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 商業手形割引歩合ならびに国債または特に指定する債券を担保とする貸付利子歩合 | 年5.75パーセント
(0.25パーセント引下げ) |
| 2. 期限付輸出手形割引歩合 | 年5パーセント
(据置) |
| 3. 輸出前貸手形割引歩合 | 年5.25パーセント
(据置) |
| 4. 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 年5.5パーセント
(据置) |
| 5. その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 年6パーセント
(0.5パーセント引下げ) |